

保育・教育分野 における特区の 可能性

よしただ
鴻池祥肇氏

構造改革特区担当大臣 / 防災担当大臣

構造改革推進の切り札として期待される構造改革特区が本格的にスタートしようとしている。

昨年9月、構造改革特区担当大臣に就任された鴻池祥肇氏に、保育・教育分野を中心に特区の可能性についてうかがう。

聞き手 株式会社 東京リーガルマインド代表取締役 反町勝夫



公益公共性と営利性

反町 昨年の臨時国会で構造改革特別区域法¹(次頁・資料1参照)が成立しました。今年4月には、地域を限って規制改革を進める構造改革特区(以下、特区)(5頁・資料2参照)の認定申請がスタートします。本日は、昨年の内閣改造で構造改革特区担当大臣に就任された鴻池先生に、特に教育分野を中心として特区についてうかがってまいりたいと思います。

鴻池 よろしく申し上げます。

反町 国民の期待が高まる特区ですが、それに対して、今なお抵抗を示す勢力があるようです。中には官僚の裁量権や天下り先の保持といった既得権を守るために、自己目的化した規制もあるのではないのでしょうか。

鴻池 私は若い頃、運送会社を営んでいましたが、白ナンバーでトラックの営

業をして、実績を積まないと免許をくれないという規制がありまして、ずいぶん不思議なきまりだと思ったことがあります。民間出身者として私も規制改革の必要性を大いに感じています。日本にはあまりにもがんじがらめの規制があります。それを何とかしなければなりません。聞くところによると、日本の国は社会主義国だったカンボジアと同じくらいの規制があるそうです。明治以来の規制、時代に合わない規制を精査しながら、これを外す、あるいは緩和すれば民間に活力が出てくると分かっているながら、それに伴って弊害が生じることを心配する声があって、全国一律ではできないものがあります。あの小泉総理をもってしてもできないわけです。そこに若手の官僚たちの発想で、地域を限定して地域特性に応じた規制改革を実施してはどうか、という意見が出てきました。役人にも馬鹿にできないところもあります。彼らの発想

1 構造改革特別区域法：平成14年12月11日成立。地方公共団体の自発性を最大限に尊重した構造改革特別区域を設定し、当該地域の特性に応じた規制の特例措置の適用を受けて地方公共団体が特定の事業を実施し、またはその実施を促進することにより、教育、物流、研究開発、農業、社会福祉その他の分野における経済社会の構造改革を推進するとともに地域の活性化を図り、もって国民生活の向上および国民経済の発展に寄与することを目的とする。

構造改革特区推進室ホームページ

(<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou/>)

2 習熟度別学習：例えば英語・数学といった科目については、生徒の理解度に応じてクラスをA・B・Cというように分けて授業を行うもの。各人の能力に応じて習熟度が著しく異なる科目について実施する。これとは別に全体のクラスはこれまで通り残る。

3 学校教育法第2条：「学校は、国、地方公共団体及び私立学校法第三条に規定する学校法人(以下学校法人と称する。)のみが、これを設置することができる。」

をもとに、財界代表や、経済産業大臣が特区構想を出してきたわけです。全国一律ではなかなか規制を外せないというのであれば、地域を限定して突破口をつくってはどうかと。いわば織田信長の楽市楽座、長崎の出島を平成の世で試みようというものです。

反町 改革に高い意識を持つ官僚もいますが、霞が関にも温度差が存在するようです。昨年8月の第一次提案(次頁・資料3参照)では自治体などから多数の提案が集まりました。教育分野では、株式会社による学校経営の解禁、大学・学部・学科の設置の完全自由化、株式会社による医療機関経営の解禁などが却下されました。株式会社による学校経営などは、10を超える自治体から要望があったにもかかわらず、専門職大学院に関しては認める方向性ではあるものの、文部科学省は教育は公共性が高いことを理由として不適切としています。

次世代を担う人材の育成のため、確かに教育の安定的な提供は必要ですが、私はむしろ経営形態として株式会社

を取り入れることはプラスに働くと信じています。日本青年会議所の会頭を努められた鴻池大臣は「営利企業性悪説」には違和感を持たれていると思いますが、いかがでしょうか？

鴻池 営利企業が公益を害するようことをすれば、信を失い、市場から排除されるだけです。現に公益企業である電力会社なども形態は株式会社です。公益性・公共性を担保する必要があるのであれば、「業法」等をもって行為規制をすればいい。公益・公共性と営利性を相反するようにとらえるから議論が混乱する。それぞれ別次元のものと考えた方がいいですね。

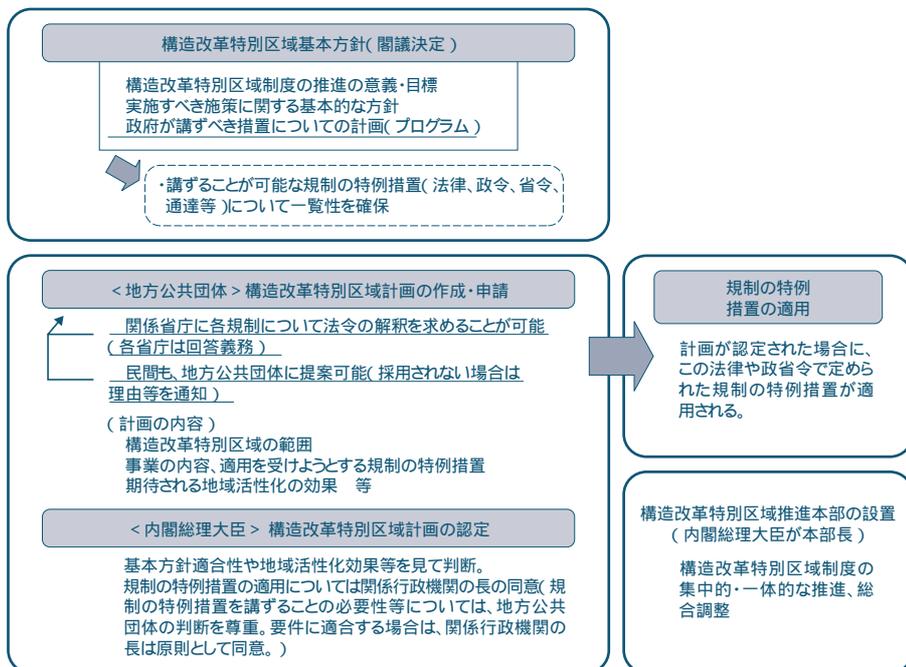
反町 報道によれば、これまで学校法人の枠組み堅持を主張してきた文部科学省も、教育分野の株式会社参入を認める方向で検討に入ったようです。鴻池大臣は株式会社による小学校、中学校、高等学校の経営をどのようにお考えですか？

鴻池 営利だから教育を任せられないというのは理解できません。公立の学校よりよほどいい教育をしている民間の塾があると思います。教育を受ける側のニーズに合わせて、供給する側にもいろいろなスタイルがあっていい。サービスを受ける側は、それを選択すればいいだけのことです。

反町 大学にしても、少子化の進展もあって経営が困難な時代を迎えています。そういう意味からも株式会社という形態を認めて、経営を自由化していく必要があると思われれます。

鴻池 おっしゃる通り、学校法人は、起債、借入、寄付など資金調達に制約があります。株式会社にすれば、それに加えて株主から広く資本を集められるメリットがあります。また、学校法人の経営については卒業生、有識者等による監視があるとされていますが、株式会社にすることで経営についてより厳しい目が光

資料1 構造改革特別区域法の基本的枠組み



出所：構造改革特区推進室ホームページ(<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou2/index.html>)

ることになります。

保育園と幼稚園の一体化

反町 保育園と幼稚園の一元化(資格試験の統合、設置基準の統一等)も、第1次提案では却下されました。私は保育園と幼稚園のガイドライン、具体的には厚生労働省の「保育所保育指針」と文部科学省の「幼稚園指導要領」を項目ごと、つぶさに比較してみました。具体的にはほとんど同じです。

鴻池 施設面は異なるのではないですか？

反町 共通する設備もあるのです。同じフロア内で共通する設備を共有すればいいのです。今は一つの建物の同一のフロアに両方を入れることができないわけです。一体化した教育・育成を行っても何らの弊害もないと思います。仮に問題が生じれば、事後的に修正すればいいのであって、事前の規制を要する事柄とは思えません。

鴻池 保育園は恵まれないというか、両親が共働きしなければいけないというようなイメージの中でできあがってきたのでしょうか。保育は「かわいそうな人のための福祉」という考え方自体、時代にそぐわないものになっています。もちろん家計を維持するために共働きをせざるを得ない世帯もありますが、共働きで高所得の人が子どもを公立の保育園に預けている例もあります。「保育」だから「教え」てはいけないというのは、今の保護者のニーズに合っていません。幼稚園と保育園を利用しているのは、同じくらいの年齢の子どもと母親なのですから、むしろ一体で考えた方がよい結論が得られることが多いのではないのでしょうか。

反町 21世紀の知的創造社会においては、男女問わず継続的なキャリア形成の継続が必要で、出産後も夫婦ともに働ける制度が求められます。

資料2 構造改革特区のポイント

基本理念

「知恵と工夫の競争による活性」

国があらかじめモデルを示すのではなく、自立した地方がお互いに競争していく中で経済社会活力を引き出していけるような制度へ、発想を転換
「規制は全国一律でなければならない」という考えから、地域の特性に応じた規制を認めるという考え方に転換

「自助と自立の精神」の尊重

特例措置の導入によって、構造改革特区内外において発生する可能性がある弊害を防止するための措置は、地方公共団体が主体的に対応
従来型の財政措置を講じない(既存の予算措置との組み合わせは可。)

ポイント

可能な限り幅広い規制を対象

特区において特例措置を講じることが可能な規制については、あらかじめ幅広くリストとして明示し、地方公共団体がその中から選択(リストについては、地方、民間からの提案に基づき定期的に追加)

内閣における手続き、決定プロセスの一元化

的確な評価に基づく全国規模の規制改革の実施

特区において講じられた規制の特例措置は一定の期間後評価を行い、全国レベルで規制改革を行うべきものは、全国レベルの規制改革に拡大。

出所：構造改革特区推進室ホームページ(<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou2/index.html>)

資料3 地方公共団体等の要望の措置状況

<第1次提案募集(平成14年8月30日締め切り)の提案状況>
提案主体数：249(うち、地方公共団体231、民間主体18)
特区構想数：426件
規制改革要望数：903件

<プログラム策定時点での提案への対応状況>
903件の規制改革要望への対応状況の内訳は、次のとおり。
A：特区として実施 93件
B：全国で実施 111件
C：今回は特区として実施されないもの 141件
C-1 今後引き続き検討を要するもの 112件
C-2 担当省庁が全国で実施する方向で検討しているもの 29件
D：現行で対応可能と考えられるもの 311件
E：その他(事実誤認、税の減免・補助金関連等) 247件

$$(A+B)/(A+B+C)=59.1\%$$

参考：構造改革特区推進室ホームページ
(<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou2/index.html>)

え方もできます。

反町 義務教育にしても、日本が知的財産立国を国家再生のスローガンとする以上、現行の初等・中等教育の見直しが必要であり、規制緩和によって、自宅学習や習熟度別学習²、飛び級などを大胆に容認すべきと考えます。アメリカでは5年と6年のとき、共通試験があり、それに合格すれば、小学校に通学しているか否かは問いません。日本では日本の義務教育は、押しなべてカリキュラムが決まっていて生徒の理解度にかかわりなくどんどん進んでしまいます。また、不登校の生徒にも厳しい。繊細な感受性を持ち、創造性のある子どもの中には自宅学習の方が合う場合もあるのですから、アメリカ同様、共通試験を実施し

て、差別なく義務教育の修了を認めるべきです。また、基礎的な科目をビデオ授業に切り替えれば、各々、自分が苦手とする科目を繰り返し学習できますし、得意な科目をより伸ばすこともできます。さらに習熟度別クラス編成も必要でしょう。

そのように特区で自由度の高い学校を認め、現実のモデルとして示し、国民がみて、その是非を判断できるようにしてください。現在の画一的教育を続ければ、学力水準は低下し、ひいては国そのものが伸張著しいアジア諸国の中で落伍しかねません。

鴻池 教育問題は専門ではありませんが、思いは共通します。教育の選択は、一律に押し付けるのではなく、学生なり父兄なりができるようにしなければならぬと思います。

株式会社による大学教育

反町 国際化・情報化時代を迎えて法律、会計、知的財産など高度な知識を有する人材が多数必要とされています。ところが、いずれの分野でも人材が圧倒的に不足しており、そのような人材を短期間に育成するには、弊社のような資格試験予備校を活用すべきだと思います。我田引水のようなようですが、これは私心からではなく、それが国益につながると信じているからこそ申し上げるのですが、弊社は全国の主要都市で資格試験の教育を実施しています。そこで受講生は自分が目指す職業に必要な知識を身に付けています。その結果、私たちは企業が必要とするキャリア技能のほとんどを提供しています。また、学習方法のノウハウも蓄積しています。例えば現在司法制度改革の中で法科大学院が構想されていますが、師が教壇に立って話せば、生徒は覚えるもの、という明治以来の教育の感覚のままでは成立しません。その点、資格試験予備校は法科大学院と同

じような機能を果たしていますが、私企業として結果を問われるため、膨大な副読本を利用し、理解度について演習し、個人を面接しながら丹念に受講生の知識を積み上げています。

鴻池 教育のノウハウを持つ株式会社が専門職大学院を立ち上げるということですね。

反町 アメリカで言えば、全体の8%の大学が営利企業によるもので、特徴としてビジネスやコンピュータサイエンスなど市場ニーズに即応した実践教育を行っています。ところが日本の現状は、大学の設置者は学校教育法第2条³で、国と学校法人のみに限定されているわけです。

鴻池 総合規制改革会議第2次答申では、高度な専門性を要する人材の育成が期待されている分野、企業経営・法律・医療などにおいて実践的な教育を行う大学院について先行的に株式会社の参入を認めることの重要性を指摘しています。特区では専門職大学院について、校地・校舎は借用で差し支えないとしました。

専門職大学院は今後の知的社会にとって重要です。専門職大学院で学ぼうとする方たちは大学生以上に選択する力を持っているはずですし、主体的に自らに投資しようとしているのですから、自分が学ぶ場所について厳しい目を持っています。ということは専門職大学院には、より緩やかに供給側の多様なスタイルを認めてもいいということになりますね。

反町 あるいは国家資格を学部単位に振り替えるという規制改革も考えられます。現在、国家資格と大学教育は関連性を持っていませんが、大学の科目と同じ試験科目の国家試験があります。大学の法学部で行われる試験は、司法試験の出題に類似しています。司法試験に合格すれば、その出題科目に関して一定の実力を備えていると推測できるわけで、大学においては飛び級のようにと

らえていいはずですが。今は、大学の教官が実施する試験に合格しなければ単位を認めない。勝手に外で受けているだけ、というわけですが、「外」といっても国家が実施する国家試験なのですから、異端視するのはおかしい。

鴻池 大学の授業にも、大学教授による個性といった価値があるのでは？

反町 教授ごとの法解釈の相違といった専門的な学問は大学院で身に付けばいいことではないでしょうか。本来、学部教育に求められることは、社会で必要な知識を身に付けることです。その点、国家試験はスタンダードな内容で知識のチェックには適しています。社会のレベルがますます高くなっています。これまでは企業が新卒者を一人前に育てていましたが、競争の激化の今日、企業はその余裕を失いつつあります。そういう意味からも学部は社会で生きていく実践的な知識を学ぶ場としていくべきです。日本の大学はいまだにレクリエーションの場のようなイメージですが、諸外国では一部のエリート大学は別として、学部教育を職業訓練の場と明確に位置付けています。

鴻池 なるほど。

キラリと光るアイデアを

反町 官庁が一度、却下した規制についても、今後ともトライしていただきたいと思います。

鴻池 在任中はその努力を続けてまいります。ようやく特区構想が法律のかたちになりましたが、私は、採点すれば60点くらい、と言っています。特に教育・福祉などの分野で官製市場が閉ざされたままであることに、私自身、強い不満を持っており、1月15日締めきりの第2次提案の結果についても文部科学、厚生労働の両大臣に考え方を整理していただき、進める方向で調整するのが自らの役目と



心得ています。さらに2次提案後も引き続き定期的に提案を受け付け、それとともに、第三者による実効性のある評価の仕組みをつくり、特区から全国区への移行を推進します。請け負った以上、全力を尽くす所存です。

反町 特区の受け皿となる自治体へのメッセージをお願いしたいと思います。

鴻池 政府内にあって特区を推進しようとしているわれわれと心を一にして積極的に取り組んでいただきたい。たとえ抵抗があっても、キラリと光るアイデアを出していただければ、われわれはそれを真正面から受け止め、真摯に取り組むことをお約束します。

反町 自治体も「護送船団」に安心して乗っていただける時代ではないと。

鴻池 こういう時代です。遠慮したり、あるいは知恵も出さない、汗もかかないような自治体は遅れるどころか、沈没しかねません。率直に申し上げますが、職員は市議会議員や市長の親戚ばかり、特区にも関心を示さない、そんな危機感のない自治体では困ります。

反町 特区なのですから、とにかく試みることが肝心かと思われます。関係官庁は現行法の改正案と諸規則・通達を提出していますが、特区法に従って営業を行う企業が申請する事業計画・業務計画・業務マニュアルが現行法と抵触する

場合は、「特別法が一般法に優先する」原則を適用してもらいたい。また規制の特例措置というより、内閣総理大臣が特区と認定した試みに抵触する既存の法律は無効にするというほどドラスティックな取り組みが必要ではないでしょうか。いずれにせよ、構造改革の突破口として国民の期待はますます高まっています。新しい日本の創造の試金石の特区を有効な制度とするため、率直な発言と行動力で知られる鴻池大臣に、存分ご活躍いただきたいと思います。本日はご多忙のところ誠にありがとうございました。

構造改革特区担当大臣 / 防災担当大臣

鴻池 祥肇(こうのいけ よしただ)

1940年11月兵庫県生まれ。早稲田大学教育学部卒業。1980年社団法人日本青年会議所会頭。1986年衆議院議員(二期)。1991年沖縄開発政務次官(二回)。1995年第17回参議院選挙兵庫選挙区より当選。1996年参議院建設常任委員会委員長。1997年参議院議院運営委員会理事。1998年参議院予算委員会理事。地方行政部会部会長。参議院自由民主党国会対策委員会筆頭副委員長。1999年国旗・国歌に関する特別委員会委員長。自由民主党副幹事長。参議院自由民主党筆頭副幹事長。自由民主党組織本部本部長代理。2000年自由民主党副幹事長。参議院自由民主党筆頭副幹事長。参議院憲法調査会幹事。自由民主党兵庫支部連合会会長。同党組織本部女性・社会教育・宗教関係団体委員長。同党政務調査会阪神・淡路大震災復興対策プロジェクトチーム座長代理。参議院自由民主党国会対策委員長。2001年第19回参議院議員通常選挙・兵庫選挙区にて再選。参議院自由民主党国会対策委員長(8月再任)。2002年参議院自由民主党国会対策委員長。防災担当大臣、構造改革特区担当大臣(現職)。

読者の皆様のご意見・ご感想をお寄せください。

h-bunka@lec-jp.com